

（記載上の注意）
1　□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。
2　離職前の求職開始日から離職日までの間の役員としての在職状況及び職務内容については、離職前の求職開始日があった場合に記載すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行日）

1　この内閣官房令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この内閣官房令による改正後の行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令第七条第二項から第五項までの規定並びに別紙様式第四から別記様式第十までの様式は、この内閣官房令の施行の日以後にされる独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。以下この項において「準用国家公務員法」という。）第百六条の二十三第一項の規定による届出（同日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）、準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の規定による届出（同日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）及び同条第二項の規定による届出について適用し、同日前にされた準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出及び同日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出、同日前にされた準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の規定による届出及び同日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出並びに同日前にされた同条第二項の規定による届出については、なお従前の例による。